

1 ■165■ 弁護士

2 ◎弁護士論は、LS で本格的にやる。ここではさわりだけ。

3

- 4 ●弁護士は、被告人の明示の意思に反しても保釈の請求をすることができる。(司)
- 5 ●弁護士は、公判期日において、被告人が証拠調べを請求する意思がない証拠についても、
- 6 その証拠調べを請求することができる。(司)
- 7 ●最高裁判例によると、被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないの
- 8 に、被告人の署名のない弁護士選任届によってした弁護人の選任は無効である。(司)
- 9 ●被疑者甲の妻は、甲の私選弁護士としてA弁護士を選任することができるが、その後甲
- 10 がB弁護士を私選弁護士に選任したとき、A弁護士は直ちに甲の私選弁護人の地位を失
- 11 う。(司)
- 12 ●公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。(司)
- 13 ●公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてその効力を有しないので、公訴の
- 14 提起後、改めて弁護人の選任をしなければならない。(司)
- 15 ●必要的弁護事件において、弁護士が出頭しないときは、職権で弁護人を付することがで
- 16 きるものの、弁護士が出頭しないおそれがあるにとどまるときは、職権で弁護人を付す
- 17 ることはできない。(司)
- 18 ●国選弁護人から辞任の申出があっても、裁判所又は裁判長が解任しない限り、弁護人の
- 19 地位を失うものではない。(司)

20

21

22 ■166■ 検察官

23 ◎特に難しくはない。

24

25

26 ■167■ 裁判所・裁判官

27 ◎管轄が少々面倒だが、しっかり知識を身につけよう。

28

29

30

1 ■168■ 裁判員①：裁判員制度の目的

2 ◎裁判員制度の目的をおさえておこう。

3 \*条文（裁員1）はどのように規定しているか。

4  
5 ●裁員1によると、裁判員制度の目的は、「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与す  
6 ることにより司法に対する国民の理解が増進し、司法の誤りの予防に資する」ことであ  
7 る。

8  
9 \*最大判平23・11・1661はどのように敷衍しているか。

10  
11 ●判例によると、裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で司法権  
12 と同様の権限を国民に付与するものである。

13  
14  
15 ■169■ 裁判員②：対象となる事件

16 ◎裁員2、裁員3、裁員3の2をよく読んで、裁判員対象事件をおさえておこう。

17  
18 ●裁判員裁判の対象事件は、死刑または無期の懲役もしくは禁錮にあたる罪に係る事件に  
19 限られる。

20 ●裁判員裁判の対象事件として法律で定められた殺人罪に係る事件については、裁判官の  
21 みの合議体で取り扱うことはできない。（司）

22 ●裁判員裁判の対象事件の被告人が、裁判員の参加する合議体ではなく、裁判官のみの合  
23 議体による審理を受けることを申し立てた場合には、地方裁判所は、当該事件を裁判官  
24 のみの合議体で取り扱う旨の決定をしなければならない。（司）

25  
26  
27 ■170■ 裁判員③：裁判員選任手続と公判

28 ◎裁判員選任手続につき、教科書に紹介した程度の流れと条文をおさえておこう。

29  
30 ●裁判員を選任するにあたり、まず市町村の選挙管理委員会が裁判員候補者予定者名簿を  
31 作成し、その送付を受けた地方裁判所が裁判員候補者名簿を調製する。

32 ●検察官および被告人は、裁判員候補者について、それぞれ理由を示して不選任決定請求  
33 を行うことができる。

34  
35 ◎公判準備、公判、評議・評決につき、通常の手続とは異なる裁判員裁判特有の手続を規  
36 定した主要条文をおさえておこう。

37  
38 ●裁判所は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件については、必ず公判前整理手  
39 続に付さなければならない。（司）

40 ●裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とされているが、  
41 公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認  
42 められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所  
43 は、裁判官1人及び裁判員4人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定  
44 をすることができる。（司）

45 ●裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、事実の認定、法令の解釈、法  
46 令の適用及び刑の量定を行う。（司）

47 ●裁判員は、犯罪事実の認定に関する事項につき、裁判長に告げて、被告人に対し、直接  
48 質問することができる。（司）  
49

- 1 ●裁判員裁判の公判において、被告人以外の者の供述を証拠とする場合、伝聞例外を定め  
2 る規定（321～328）は適用されない。（司改）  
3 ●裁判員の関与する判断のための評議において、その判断は、構成裁判官及び裁判員の双  
4 方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるので、裁判員のみが被告人を有罪と  
5 する意見である場合には、被告人は無罪となる。（司）  
6 ●裁判員裁判では、審理の長期化が見込まれるなど、裁判員の負担が過大と考えられる場  
7 合には、併合事件を分け、分けた事件ごとに順次審理することができる。この方式によ  
8 る事件を「弁論分離事件」という。  
9 ●裁判員裁判により言い渡された判決につき、検察官は、刑の量定が不当であることを理  
10 由として控訴の申立てをすることはできない。（司）

11  
12  
13 ■171■ 裁判員④：裁判員の保護と裁判員の義務

14 ◎裁判員を保護するための制度をおさえておこう。

- 15  
16 ●裁判員の職務に従事することは国民の義務であるから、裁判員の職務を行うために休暇  
17 を取得したことを理由に労働者が雇用者から不利益な取扱いを受けたとしてもやむを  
18 えない。

19  
20 ◎裁判員の義務についてもおさえておこう。

21 \*裁判員には、（ ① ）義務と（ ② ）義務が課される。

22  
23 ・（ ② ）義務等に違反した場合には処罰されうる（裁判 108）。

24  
25  
26